

議案第1号

大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案

令和5年2月13日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市学校運営協議会を設置するに当たり委員の報酬等の額を定めるため

議案第 号

大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案

令和5年 月 日提出

大野市長 石山志保

提案理由

大野市学校運営協議会を設置するに当たり、委員の報酬等の額を定めるため

大野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
区分		報酬額（円）	旅費支給の額	区分		報酬額（円）	旅費支給の額
(略)				(略)			
スポーツ推進委員	委員長	日額 6,500	市長の定める額	スポーツ推進委員	委員長	日額 6,500	市長の定める額
学校運営協議会委員	会長	日額 3,500		学校運営協議会委員	会長	日額 3,500	
	委員	日額 3,000			委員	日額 3,000	
退職手当審査会委員		日額 市長の定める額		退職手当審査会委員		日額 市長の定める額	
学校給食センター運営委員会委員				学校給食センター運営委員会委員			
児童館運営委員会委員				児童館運営委員会委員			
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。